

令和5年分 贈与税

配偶者控除の特例を適用する場合編



国税庁

1 はじめに

1.1	本マニュアルについて	3
1.1.1	本マニュアルの範囲	3
1.1.2	用語説明	4
1.1.3	凡例	5

2 申告書作成

2.1	入力事例について	7
2.1.1	事例の概要	7
2.2	操作画面について	8
2.2.1	贈与税の申告書の作成を開始する前に	8
2.2.2	作成開始	8
2.2.3	提出方法の選択等	9
2.2.4	取得財産の入力	9
2.2.5	贈与税の配偶者控除の特例要件チェック	11
2.2.6	配偶者控除の入力（贈与者情報の入力）	12
2.2.7	配偶者控除の入力（受贈財産の入力）	12
2.2.8	取得財産の入力結果	15
2.2.9	贈与税額計算結果表示	17
2.2.10	住所・氏名等の入力	18

1 はじめに

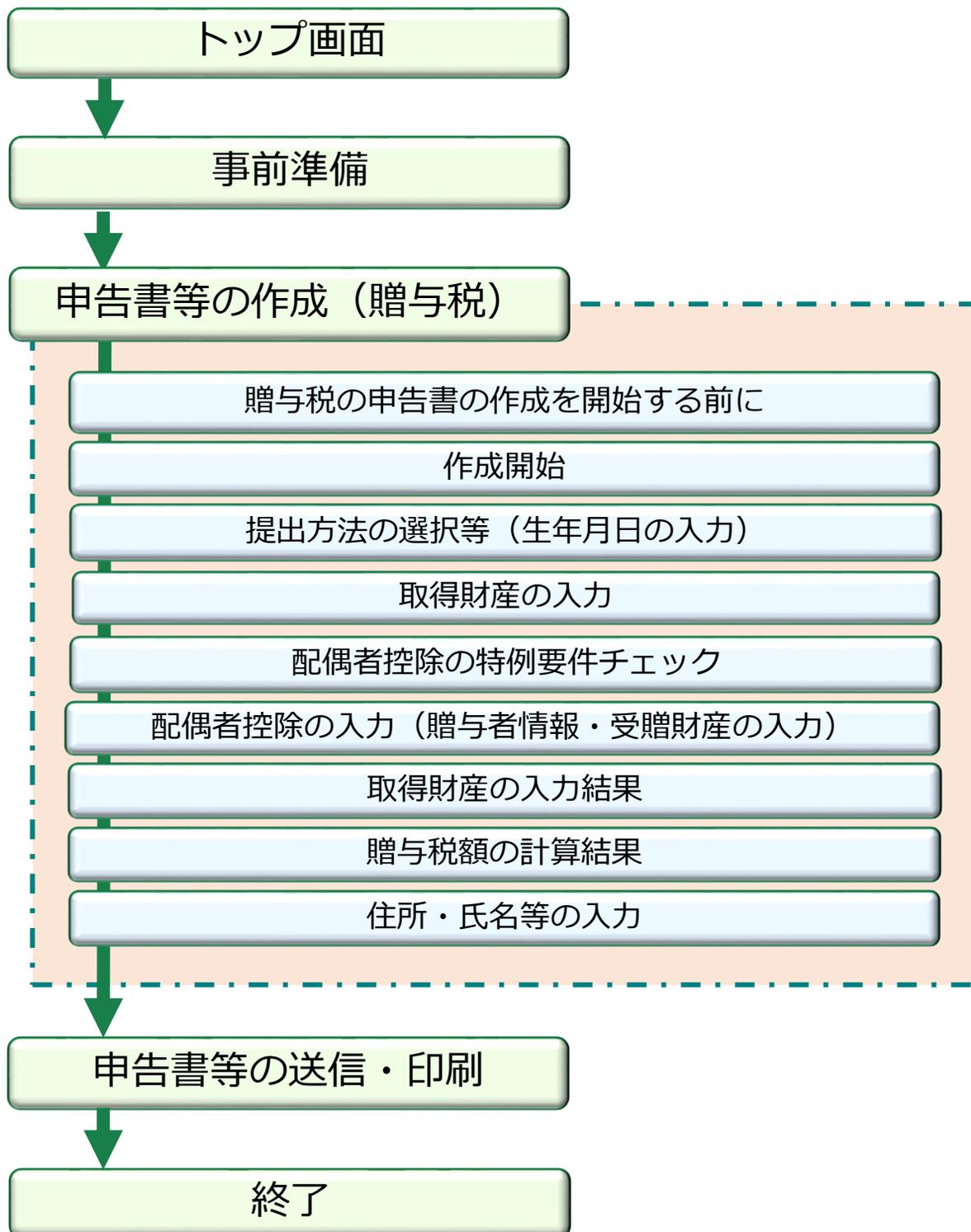
1.1 本マニュアルについて

1.1.1 本マニュアルの範囲

本マニュアルでは、配偶者控除の特例（暦年課税）を適用して贈与税の申告書を作成する場合の操作手順について説明します。

本マニュアルの対象範囲は、以下のフロー図の点線枠内のとおりです。

■ 申告書作成のフロー



1.1.2 用語説明

用語	説明
暦年課税	1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算する課税方式をいいます。
贈与税の配偶者控除の特例	婚姻期間20年以上の夫婦の間で居住用不動産等の贈与があった場合に、一定の要件に当てはまれば、贈与税の申告をすることにより基礎控除額110万円のほかに最高2,000万円までの控除を受けられる特例です。
一般贈与財産	<p>暦年課税で計算する贈与財産のうち、以下のいずれかに当てはまる場合の贈与財産のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直系尊属以外の贈与者から財産を取得した場合 ・贈与を受けた年の1月1日において18歳未満の受贈者（財産をもらった人）が、父母や祖父母などの直系尊属から贈与により財産を取得した場合
一般税率	一般贈与財産に対して適用される税率を「一般税率」といいます。
路線価方式	<p>贈与財産が土地（宅地など）の場合に用いる評価方法で、路線価が定められている地域の評価方法をいいます。路線価とは、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことで、千円単位で表示しています。</p> <p>※国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」で確認することができます。</p> <p>（路線価方式による評価額の計算） 路線価方式における土地の価額は、路線価をその土地の形状等に応じた奥行価格補正率などの各種補正率で補正した後に、その土地の面積を乗じて計算します。</p>
倍率方式	<p>贈与財産が土地（宅地など）の場合に用いる評価方法で、路線価が定められていない地域の評価方法をいいます。</p> <p>※国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」で確認することができます。</p> <p>（倍率方式による評価額の計算） 倍率方式における土地の価額は、その土地の固定資産税評価額(都税事務所、市区役所または町村役場で確認してください。)に一定の倍率を乗じて計算します。</p>

1.1.3 凡例

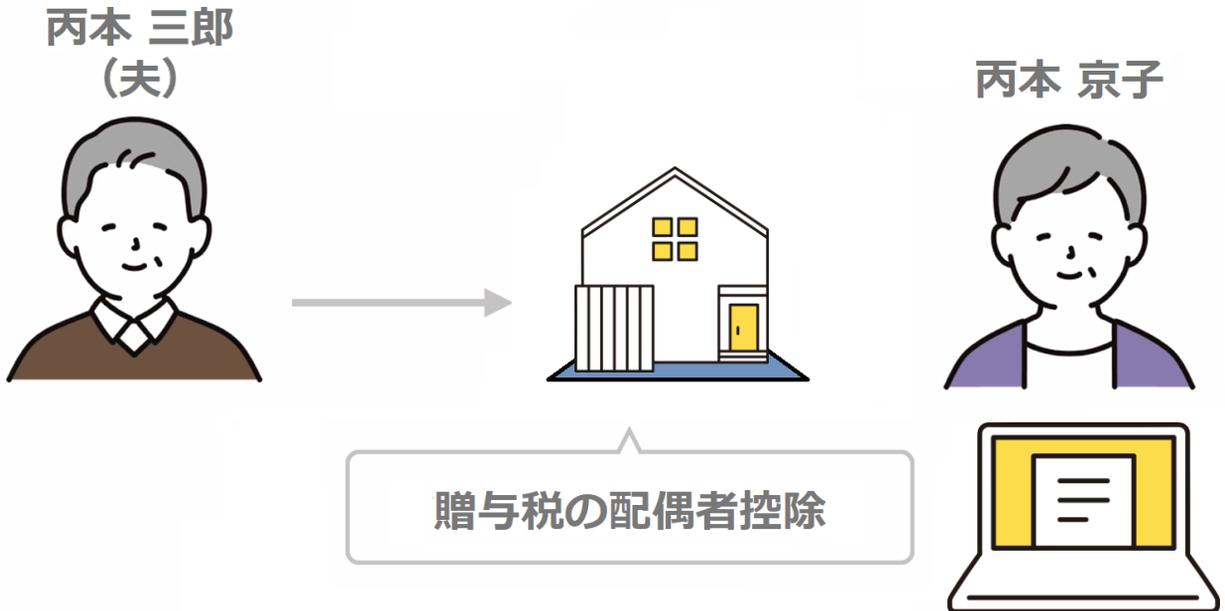
本マニュアルでは、次の記号を使用しています。

凡例	説明
注意	知っておく必要または注意する必要がある事項を記載。
参考	知っておくと便利な補足情報。
参照 ▶	関連説明の参照先。
こんなときは？	このマニュアルの事例に直接関係しない入力事項を記載。

2 申告書作成

2.1 入力事例について

2.1.1 事例の概要



受贈者（財産をもらった人） : 丙本京子【申告する人】
贈与者（財産をあげた人） : 夫（丙本三郎）
もらった財産 : 居住中の家屋とその敷地（宅地、
路線価地域）※
※もらった家屋とその敷地について、今後も居住する予定

婚姻期間 : 20年以上（婚姻届提出時から）
申告する方式 : 暦年課税（一般税率※）

※確定申告書等作成コーナーでは、続柄・生年月日の
入力により自動で税率を判定します。

注意

「贈与税の申告書作成コーナー」では、贈与を受けた財産の評価を済ませた後に申告書の作成を開始してください。

不動産や有価証券の評価方法については、確定申告書等作成コーナーの[よくある質問](#)や国税庁ホームページの[タックスアンサー](#)を確認してください。

2.2 操作画面について

2.2.1 贈与税の申告書の作成を開始する前に

「2.1.1 事例の概要」について申告書を作成するため「**贈与税の申告書作成開始**」をクリックします。

贈与税の申告書の作成を開始する前に

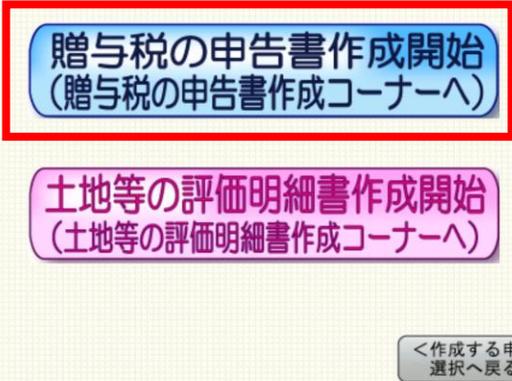
贈与税の申告書を作成するためには、贈与を受けた財産を評価する必要があります。

贈与を受けた財産の評価がお済みの方は、「贈与税の申告書作成開始(贈与税の申告書作成コーナーへ)」ボタンをクリックしてください。

※ 作成コーナーを利用して贈与税の申告書を作成することができない場合がありますので、事前に[ご利用になれない方](#)をご確認ください。

贈与を受けた財産の評価がお済みでない方又は評価方法をご覧になりたい方は、[よくある質問の財産の評価](#)をご覧ください。

なお、贈与を受けた財産が土地(地目が宅地)で[路線価方式](#)により評価する方で、一定の場合に該当する方は、[土地等の評価明細書作成コーナー](#)を利用して財産の評価を行うことができます。



財産の評価がお済みの方は左のボタンをクリックしてください。

※ 現金、預貯金などの贈与を受けた方や、相続時精算課税制度の適用を受ける方も左のボタンをクリックしてください。

土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方は左のボタンをクリックしてください。

なお、事前に[ご利用になれない方](#)及び[入力に必要な書類](#)をご確認ください。

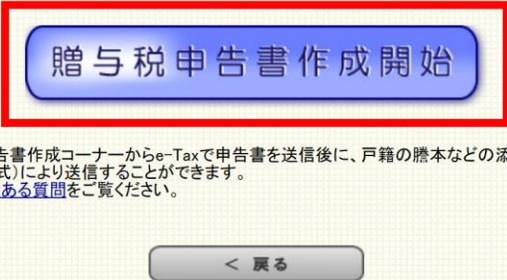
参考

路線価方式により評価を行う土地(地目が宅地)の贈与を受けた方で、一定の場合に該当する方は、「[土地等の評価明細書作成コーナー](#)」を利用して財産の評価を行うことができます。

2.2.2 作成開始

「**贈与税申告書作成開始**」をクリックします。

作成開始



※ 贈与税の申告書作成コーナーからe-Taxで申告書を送信後に、戸籍の謄本などの添付書類もイメージデータ(PDF形式)により送信することができます。
詳しくは、[よくある質問](#)をご覧ください。

2.2.3 提出方法の選択等

受贈者（財産をもらった人）の生年月日を入力し「入力終了」をクリックします。

※申告書等の提出方法は「税務署への提出方法の選択」画面（トップページの次の画面）で選んだ提出方法が既に選択されています。

2.2.4 取得財産の入力

配偶者控除を適用するため「**配偶者控除の適用を受ける財産**」をクリックします。

参考

該当する項目（課税方式）が複数ある場合は、1つの項目について入力を終えた後に、他の項目を選択して入力することができます。

こんなときは？

不動産番号を入力して、登記事項証明書の添付を省略する場合

贈与税の配偶者控除を適用する場合の添付書類として登記事項証明書の添付を省略する場合は、「2.2.4 取得財産の入力」画面で「登記事項証明書の添付を省略する」にチェックを入れ、「配偶者控除の適用を受ける財産」をクリックします。

取得財産の入力 当画面の入力例

下のボタンの中から該当するものをクリックして、画面の案内に沿って、入力を開始してください(入力が終了した項目については入力結果表がそれぞれ表示されます。)

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000万円)

配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

登記事項証明書の添付を省略する

登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の適用を受ける財産に係る不動産番号を入力する場合は、上のチェックボックスにチェックを入れてください。

なお、チェックを入れた場合は、以下の財産が合計7件以上となる申告書は作成することができません。

- ・ 一般の贈与(一般税率)
- ・ 配偶者控除の適用を受ける財産

※ 登記事項証明書の添付の省略について、詳しくはよくある質問をご覧ください。

画面の案内に沿って操作を進め、「2.2.7配偶者控除の入力(受贈財産の入力)」画面で、贈与を受けた財産の不動産番号を入力します。

配偶者控除の入力(受贈財産の入力) 当画面の入力例

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

[2/6件目を入力中]

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日 令和 5 年 5 月 8 日
【必須】

(5) 財産の所在地 [全角60文字以内]
※ 登記事項証明書に記載されている所在及び地番又は家屋番号を入力してください。
※ 預貯金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。
※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。
神戸市中央区〇〇△丁目X番

(6) 贈与を受けた財産の不動産番号 [半角13文字]
【必須】
※ 贈与を受けた財産が金銭の場合は、その金銭で取得した土地・建物の不動産番号を入力してください。
111112223333

見本 全部事項証明書 (土地)

地籍番号	所在	地目	面積	登記の目的
① 地番	② 地目	③ 地積	m ²	原因及びその目的(登記の日付)
[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]
[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]
[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]
[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]

土地の登記事項証明書

見本 全部事項証明書 (建物)

所在	家屋番号	種類	構造	床面積	登記の目的
① 種別	② 構造	③ 床面積	m ²	原因及びその目的(登記の日付)	
[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]
[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]
[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]
[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	[空白]

権利部(甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	発付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存		

建物の登記事項証明書

2.2.5 贈与税の配偶者控除の特例要件チェック

①贈与を受けた財産の種類にチェックを入れ、②質問事項では「はい」または「いいえ」を選択して、「入力終了」をクリックします。

贈与税の配偶者控除の特例要件チェック

1 贈与を受けた財産は、次のうちどれですか(複数選択可)。
【必須】

① 土地 (借地権等) 家屋 マンション 金銭

※ 既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方は、右の「特例適用要件確認済として次へ」ボタンをクリックしてください。下の要件の確認を省略し次の画面に進むことができます。

2 次のうち当てはまる項目にチェックしてください。

	チェック
1 贈与者はあなたの配偶者(夫又は妻)ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
2 婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
3 これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	<input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> はい
4 【3で「はい」と回答した方のみチェックしてください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	<input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> はい
5 贈与を受けた財産は不動産(土地等・家屋)又は金銭ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
6 【贈与を受けた財産のうち不動産がある方のみチェックしてください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
7 【贈与を受けた財産のうち金銭がある方のみチェックしてください。】 その金銭を令和6年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
8 6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和6年3月15日までに居住する見込みですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
9 今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了(次へ) >**

参考

特例要件チェックのための質問事項について

「はい」または「いいえ」の選択により、配偶者控除の特例が適用できるか確認することができます。

なお、既に配偶者控除の特例の適用要件に該当することを確認済みの方は、「特例要件確認済として次へ」をクリックすると、質問事項のチェックを省略して次の入力画面へ進むことができます。

特例適用要件確認済として次へ

2.2.6 配偶者控除の入力（贈与者情報の入力）

贈与者（財産をあげた人）の氏名、生年月日、続柄などを入力し「入力終了」をクリックします。

配偶者控除の入力(贈与者情報の入力)

贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ 【必須】	[各全角カナ11文字以内] セイ: <input type="text" value="ヘイモト"/> メイ: <input type="text" value="サブロウ"/>
(2) 贈与者の氏名 漢字 【必須】	[各全角10文字以内] 姓: <input type="text" value="丙本"/> 名: <input type="text" value="三部"/>
(3) 贈与者の続柄 【必須】	<input type="text" value="夫"/>
(4) 贈与者の生年月日 【必須】	昭和 <input type="text" value="22"/> 年 <input type="text" value="2"/> 月 <input type="text" value="10"/> 日
(5) 贈与者の住所	[全角40文字以内] <input type="text" value="神戸市中央区〇〇△丁目X番X号"/>

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了(次へ) >**

2.2.7 配偶者控除の入力（受贈財産の入力）

贈与を受けた財産の種類や価額などを入力し「入力終了」をクリックします。

配偶者控除の入力(受贈財産の入力)

[当画面の入力例](#)

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

[1/15件目を入力中]

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日 【必須】	令和 <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="5"/> 月 <input type="text" value="8"/> 日
(2) 贈与を受けた財産の種類 【必須】	種類 <input type="text" value="土地(路線価地域)"/>
(3) 贈与を受けた財産の細目 【必須】	細目 <input type="text" value="宅地"/>
(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は名称等	利用区分 名称等 <input type="text" value="自用地区"/>
(5) 財産の所在地 ※ 預貯金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。 ※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。	[全角60文字以内] <input type="text" value="神戸市中央区〇〇△丁目X番"/> <input type="checkbox"/>

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額 【必須】	[10桁以内] <input type="text" value="22,275,000"/> 円
---------------	--

※ 贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

財産の追加

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了(次へ) >**

■ 贈与を受けた財産の種類等の入力

財産の種類、細目及び利用区分を順にプルダウンメニューから選択します。
選択できるプルダウンメニューは【参考】のとおりです。

【参考】 贈与を受けた財産（配偶者控除の適用財産）の種類等の例

種類	細目	利用区分 銘柄・名称等
土地（路線価地域） 土地（倍率地域）	宅地	自用地、借地権などの別
家屋	家屋	自家用屋
現金、預貯金等	現金、預貯金等	住宅取得等資金

注意

プルダウンメニューから選択できる財産について

「贈与税の配偶者控除の特例要件チェック」画面でチェックした財産のみ選択することができます。

参考

贈与税の配偶者控除の特例要件チェック画面で「金銭」をチェックした場合

配偶者控除の入力（受贈財産の入力）画面に自動で入力されるので、プルダウンメニューの入力は不要です。

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日 【必須】	令和	5	年	1	月	1	日
(2) 贈与を受けた財産の種類 【必須】	種類	現金、預貯金等					
(3) 贈与を受けた財産の細目 【必須】	細目	現金、預貯金等					
(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は名称等	利用区分 名称等	住宅取得等資金					

自動で入力

■ 不動産の贈与を受けた場合の入力

(1) 贈与財産が宅地（路線価方式）の場合

贈与を受けた財産の①数量(m²)、持分割合（持分がある場合）、財産の単価を入力し「計算」をクリックすると、②「財産の価額」欄に自動で計算結果が表示されます。

2 不動産の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。

[財産の評価方法はこちら](#)

計算ボタンをクリックすると、3の【財産の価額】に反映されます。

①

財産の数量(m ²) ※ あん分前の数量と持分割合を入力して計算することもできます。	[10桁以内] 165.00 (m ²)
持分割合 ※ 持分割合を入力して計算します。◎ はい ○ いいえ	[各7桁以内] 1 / 2
財産の単価 (路線価方式の土地の1m ² 当たり)	[10桁以内] 270.000 円

計算

固定資産税評価額 ※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。 ※ あん分前の評価額と持分割合を入力して計算することもできます。	[10桁以内] 円
持分割合 ※ 持分割合を入力して計算します。○ はい ◎ いいえ	[各7桁以内] /
固定資産税評価額に掛ける倍数 ※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。	[4桁以内] 倍

計算

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

②

財産の価額 【必須】	[10桁以内] 22,275,000 円
---------------	-------------------------

(2) 贈与財産が宅地（倍率方式）や家屋の場合

贈与を受けた財産の①固定資産税評価額、持分割合（持分がある場合）、固定資産税評価額に掛ける倍数を入力し「計算」をクリックすると、②「財産の価額」欄に自動で計算結果が表示されます。

①

固定資産税評価額 ※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。 ※ あん分前の評価額と持分割合を入力して計算することもできます。	[10桁以内] 745,600 円
持分割合 ※ 持分割合を入力して計算します。○ はい ◎ いいえ	[各7桁以内] /
固定資産税評価額に掛ける倍数 ※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。	[4桁以内] 1.0 倍

計算

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

②

財産の価額 【必須】	[10桁以内] 745,600 円
---------------	----------------------

2.2.8 取得財産の入力結果

夫（丙本三郎）からの贈与について、これまで入力した内容が一覧で表示されるので、内容を確認します。確認が終わったら、「入力終了」をクリックします。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。
[住宅取得等資金の非課税](#)の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

配偶者控除の特例の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1		土地 宅地 自用地	令和5年 5 月 8 日	修正	削除
			22,275,000円		
2	丙本 三郎	家屋 家屋 自家用家屋	令和5年 5 月 8 日	修正	削除
			745,600円		
3					

配偶者控除の特例の適用を受ける財産を追加する

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500 万円)

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に取り除くことができます。
なお、贈与税の申告書を申告書の提出期間の経過後に提出する方はこちら

< 戻る (提出方法の選択等へ) > ここまでの入力内容を保存する 入力終了 (次へ) >

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

参考

一覧の入力内容を修正・削除する場合

修正を行う場合は「修正」、削除を行う場合は「削除」をクリックします。

修正ボタン	削除ボタン
修正	削除

一覧の入力内容を追加する場合

本画面で表示されている贈与者からの贈与財産について、贈与財産の追加を行う場合は「配偶者控除の特例の適用を受ける財産を追加する」をクリックします。

配偶者控除の特例の適用を受ける財産を追加する

■ 他の項目を追加する

一般の贈与の他に特例の適用を受ける財産を追加で入力する場合、該当するボタンをクリックし入力を進めます。

取得財産の入力

[当画面の入力例](#)

入力内容を確認してください。
[住宅取得等資金の非課税](#)の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

配偶者控除の特例の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1		土地 宅地 自用地	令和5年 5月 8日	<input type="button" value="修正"/>	<input type="button" value="削除"/>
			22,275,000円		
2	丙本 三郎	家屋 家屋 自家用家屋	令和5年 5月 8日	<input type="button" value="修正"/>	<input type="button" value="削除"/>
			745,600円		
3					

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

一般の贈与
(基礎控除額 110万円)

住宅取得等資金の非課税
の適用を受ける財産

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500万円)

一般の贈与([暦年課税](#))の財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

[住宅取得等資金の非課税](#)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受けるには、贈与税の申告期限(令和5年分は令和6年3月15日(金))までに、贈与税の申告書及び添付書類を受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

[相続時精算課税](#)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。
なお、贈与税の申告書を申告書の提出期間の経過後に提出する方は[こちら](#)

参照 ▶ 以下のボタンをクリックした後の操作画面については、別マニュアルを参照。

一般の贈与
(基礎控除額 110万円)

暦年課税(特例税率)を適用する場合(一般の贈与)編
2.2.5 一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力)

住宅取得等資金の非課税
の適用を受ける財産

住宅取得等資金の非課税を適用する場合編
2.2.5 非課税の適用要件チェック(その1)

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500万円)

相続時精算課税を適用する場合編
2.2.5 特定贈与者等の入力

2.2.9 贈与税額計算結果表示

①贈与を受けた財産や②納付すべき贈与税額等について計算内容を確認し、全ての確認が終わったら「入力終了」をクリックします。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等		財産を取得した年月日 財産の価額
i 特例贈与財産分		円
		円
	特例贈与財産の価額の合計額 (1)	円
I 暦年課税分	土地 / 宅地 / 自用地	令和5年 5月 8日 22,275,000円
	家屋 / 家屋 / 自家用家屋	令和5年 5月 8日 745,600円
	一般贈与財産の価額の合計額 (2)	23,020,600円
	配偶者控除額 (3)	20,000,000円
	暦年課税分の課税価格の合計額 (4)	3,020,600円
	基礎控除額 (5)	1,100,000円
	(5)の控除後の課税価格 (6)	1,920,000円
	(6)に対する税額 (7)	192,000円
	外国税額の控除額 (8)	円
	医療法人持分税額控除額 (9)	円
	差引税額 (10)	192,000円
II 相続時精算課税分		
	相続時精算課税分の課税価格の合計額 (11)	円
	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (12)	円

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

	課税価格の合計額 (13)	23,020,600円
	差引税額の合計額 (14)	192,000円
III 合計	農地等納税猶予税額 (15)	円
	株式等納税猶予税額 (16)	円
	特例株式等納税猶予税額 (17)	円
	医療法人持分納税猶予税額 (18)	円
	事業用資産納税猶予税額 (19)	円
	申告期限までに納付すべき税額 (20)	192,000円

② あなたが令和6年3月15日(金)までに納付すべき令和5年分の贈与税額は
192,000円です。

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

注意

- 贈与税額が0円であっても、**贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合には申告が必要です。**
- 税額の控除や納税の猶予の適用を受ける場合は、この画面から入力します。

2.2.10 住所・氏名等の入力

納付手続を確認後、①通知方法の選択（e-Taxでの通知希望）や②住所・氏名等を入力し「次へ」をクリックします。

住所・氏名等の入力

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。

※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
	e-Taxを利用してダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)又はイ		不要です

通知方法の選択

この申告書に係る通知等がある場合、[e-Taxでの通知](#)を希望しますか？

はい いいえ

※ e-Taxへ通知書が格納された場合、[e-Taxにご登録いただいているメールアドレス](#)へお知らせします。登録していない場合は、e-Taxにログインして登録することができます。

[通知書の確認方法はこちら](#)

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

住所・氏名等

※ 所得税等で納税地の届出等をされている方は、[こちら](#)をご参照ください。

1 郵便番号 [半角数字3桁] - [半角数字4桁]

※ 「住所検索」ボタンをクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。

※ 東日本大震災により避難されている方は、[こちら](#)をご参照ください。

2 住所 [必須]

※ 郵便番号から検索できなかった方は、「市区町村選択」ボタンをクリックして都道府県市区町村を選択してください。

※ 東日本大震災により避難されている方は、[こちら](#)をご参照ください。

3 申告書等を提出する税務署名 [必須]

[税務署の所在地及び管轄区域](#)

4 申告書等を提出する年月日

5 あなた(財産を取得した方)の氏名 フリガナ [必須]

6 あなた(財産を取得した方)の氏名 漢字 [必須]

7 マイナンバー(個人番号)

※ マイナンバーカードなどから確認して入力してください。

8 職業

9 電話番号

< 戻る

ここまでの入力内容を保存する

✓ 申告書等作成終了

次へ >

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

納付に関する表示について

贈与税額がある場合に、利用できる納付方法について案内が表示されます。
 ※「スマホアプリ納付」と「コンビニQR納付」については、**贈与税額が30万円以下**の場合に案内が表示されます。

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。

※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	令和6年3月15日(金)	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払サイト」(外部サイト)上での手続により、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。 <注意事項> クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和6年3月15日(金)	納付税額に応じた決済手数料がかかります ※決済手数料は国の収入になるものではありません
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」(外部サイト)上での手続により、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。 メッセージボックスから納付手続を行ってください。 利用可能なPay払いは こちら をご確認ください。 <注意事項> スマホアプリ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和6年3月15日(金)	不要です
コンビニQR納付	申告書等とともに、コンビニ納付用QRコードを出力し、利用可能なコンビニエンスストアで納付する方法です。 利用可能なコンビニエンスストアは こちら をご確認ください。 <div style="background-color: #006633; color: white; padding: 5px; text-align: center;">コンビニ納付用QRコードを作成する <input type="checkbox"/></div> <注意事項> コンビニ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和6年3月15日(金)	不要です
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。 納付書は一部の金融機関及び全国の税務署の窓口に用意しています。	令和6年3月15日(金)	不要です

注意

納付手続には様々な方法がありますので、ご自身で選択し上記の期限までに手続を行ってください。

※申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。

■ 通知方法の選択（e-Taxでの通知希望）

e-Tax（マイナンバーカード方式のみ）で送信する場合に表示されます。

なお、初期設定では「いいえ」が選択されているため、**e-Taxでの通知※を希望する場合は、「はい」を選択します。**

※贈与税に関する通知書は、「加算税の賦課決定通知書」のみとなります。

通知方法の選択

この申告書に係る通知等がある場合、[e-Taxでの通知](#)を希望しますか？

はい いいえ

※ e-Taxへ通知書が格納された場合、[e-Taxにご登録いただいているメールアドレス](#)へお知らせします。登録していない場合は、e-Taxにログインして登録することができます。

[通知書の確認方法はこちら](#)

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

参考

通知等の選択で「いいえ」を選択した場合は、書面で通知書が送付されます。

注意

「住所・氏名等の入力」画面より先の画面については、画面の案内に沿って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。

書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署等に提出してください。